

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	協立情報通信株式会社			コード	3670
提出日	2026/1/9	異動（予定）日	2024/6/25		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である神成敦氏が、2024年6月25日付で社外監査役を退任したことによる変更です。 当該退任後も当社は独立役員の選任要件を充足しておりましたが、社内確認手続の不備により届出が遅延しておりましたため、判断次第、是正対応として本届出を提出するものです。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	堀本勝敬	社外取締役	○													○	有
2	伊藤行正	社外取締役	○													○	有
3	茂呂真	社外監査役	○												△		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		堀本勝敬氏は、企業経営における幅広い経験と見識並びに新規事業の高い遂行力とビジネスモデルリングの能力を有しております。個人の個性を活かしながら組織を目標に導くマネジメント力とその豊富な人脈に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、社外取締役として当社の事業運営に対し助言していただけるものと考えるとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
2		伊藤行正氏は、NTTグループ会社での取締役経験をはじめとした、企業経営に関する専門的な知識と幅広い見識並びに通信システム関連の経験と知識を持ち、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対し助言していただけるものと考えるとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
3	過去に茂呂真氏が代表理事を務める一般社団法人CirKit-J並びに同氏が代表取締役を務める株式会社アルファーAと取引関係にありました。どちらも継続的な取引ではなく取引金額も些少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	茂呂真氏は、システム関連の幅広い経験と知識を持ち、上場会社において戦略的投資や事業開発に従事した経験から、企業経営に有用な意見・助言を期待でき、また、上場会社の社外監査役としての経験から財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。広範な視野で社外監査役としての職務を遂行していただけるものと考えるとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

（この欄は補足説明用の空欄です。）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。